

県立芸術劇場指定管理業務仕様書

令和2年7月

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

目 次

第1	宮崎国際音楽祭	1
第2	県民文化振興事業	3
第3	警備業務	5
第4	清掃業務	5
第5	衛生害虫防除業務	6
第6	中央監視業務	6
第7	舞台技術業務	7
第8	舞台音響設備保守点検業務	8
第9	舞台機構設備保守点検業務	8
第10	舞台照明設備保守点検業務	9
第11	練習室音響設備保守点検業務	9
第12	パイプオルガン保守点検業務	10
第13	テレビ共聴設備保守点検業務	10
第14	ビル管理システム保守点検業務	10
第15	映写設備保守点検業務	10
第16	館内設備機器保守点検業務	12
第17	空調設備・給排水衛生設備保守点検業務	17
第18	建築保守点検業務	19
第19	自動ドア設備保守点検業務	19
第20	昇降機保守点検業務	20
第21	消防設備保守点検等業務	20
第22	電話設備保守点検業務	21
第23	非常用発電機保守点検業務	22
第24	トイレ洗浄殺菌設備保守点検業務	22
第25	ピアノ保守点検業務	24
第26	チェンバロ保守点検業務	24
第27	警備、清掃、機械設備保守点検等の各業務における留意点	24
第28	県有備品の管理	24
第29	貸館業務	25
第30	劇場の愛称の使用及び定着に関すること	25
第31	資料閲覧室	26

第1 宮崎国際音楽祭

国内外から一流の演奏家を宮崎の地に集め、音楽を創り上げ、レベルの高い音楽祭を繰り広げることにより、県民文化の向上を図りながら、県民の誇りと感性豊かな心を育む。また、「アジアを代表する音楽祭」として継続することにより、宮崎県のイメージアップを図る。

また、指定管理者は、宮崎国際音楽祭がすでに24回開催され、国内外で高い評価を得ている県立芸術劇場の中心的事業であるとともに、本県の貴重な文化財産であることを十分に理解した上で実施しなければならない。

なお、指定管理者は、毎年度、事業の実施に当たり、事前に県への概要説明等を行うものとする。

(1) 音楽祭の基本的なコンセプト

- ① 「アジアを代表する音楽祭」として音楽文化の振興に寄与
期間中、国内の演奏家が世界の一流の演奏家と切磋琢磨することにより、日本の音楽文化のレベルアップに貢献する。
- ② 県民参加の機会創出による県民全体の文化意識の高揚
県民が音楽祭に参加し、交流を深める機会を提供することにより、音楽祭に対する親しみを醸成しながら、県内の音楽文化の一層の振興を図る。
- ③ 国内外の若手演奏家の育成と、音楽を通じた県内青少年の教育
国内外の若手演奏家への講習会を実施し世界の第一線で活躍できる演奏家の育成に貢献する。また、次代を担う子どもたちの鑑賞機会を増やすとともに、県内の若手演奏家の育成にも努める。

(2) 標準的な構成

- ① 開催時期は毎年5月頃とし、開催期間はおおむね2週間程度とする。
- ② プログラムの構成は次のとおりとする。なお、プログラムの名称はイメージの仮称であり、実際のPR等においては別称を用いることも可とする。
- ③ 下記プログラムのほか、指定管理者以外の者が開催する関連イベントと積極的に連携し、音楽祭に対する県民の理解や関心を高めるものとする。

メインプログラム (5回程度)	<ul style="list-style-type: none">・ 宮崎国際音楽祭の顔ともいえるべき中心的存在となるプログラムである。・ コンサートホール又は演劇ホールにおいて国内外の一流演奏家による演奏会（室内楽主体及びオーケストラ等）を3回程度実施するとともに、より多くの県民向けに、低料金で質の高い鑑賞型の演奏会（リサイタル、サテライト公演等）を2回程度実施する。
ふれあいプログラム (5回程度)	<ul style="list-style-type: none">・ 県民の参加・交流機会を提供することにより、県民の意識と関心を高め、県民と演奏家との交流を深めるとともに、県内各地での盛り上がりを図り、宮崎国際音楽祭のファンを増やすためのプログラムである。・ 指定管理者のアイデアと工夫で、各種イベントを5回程度実施する。 <p>例：地元演奏家によるコンサート、街角や病院等でのコンサート、講習生コンサートへのジュニアオーケストラの参加、県民コンサート（吹奏楽、合唱等）</p>

教育プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音楽を通じ、次代を担う多感な子ども達へ音楽の素晴らしさを体験してもらうため、コンサートホールにおいて「子どものための音楽会」を2回程度実施する。 ・ 国内外の若手演奏家向けの、音楽祭のゲスト等による講習会や、県内の若手演奏家向けの基礎的な講習会を実施する。 ・ その他、学校訪問クリニック等のアウトリーチ事業を併せて実施する。
---------	---

【参考：過去10か年の入場者数の推移】 (単位：人)

	音楽祭本体			関連事業	総入場者数
	メインプログラム	ふれあいプログラム	教育プログラム		
第16回	4,788	4,907	3,909	48,561	62,165
第17回	3,926	6,421	3,684	53,783	67,814
第18回	4,829	6,372	4,041	54,130	69,372
第19回	4,866	5,081	4,204	41,820	55,971
第20回	5,553	5,654	6,005	31,190	48,402
第21回	5,522	8,406	6,761	37,708	58,397
第22回	4,842	7,773	8,119	36,800	55,034
第23回	4,981	7,542	6,627	40,250	56,900
第24回	4,999	10,334	4,185	13,580	32,548

(3) 事業計画書作成に当たっての注意事項

次に掲げるものについて、応募者の考え方を示すこと。

① 指定期間中（令和3～7年度）の宮崎国際音楽祭の実施計画

② 宮崎国際音楽祭の令和4年度企画案

※ 令和3年度開催の宮崎国際音楽祭は、第三期指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場が企画した内容を引き継ぐものとする。

③ 宮崎国際音楽祭の企画・制作・実施の体制

④ 宮崎国際音楽祭を担当する職員の人材育成方針

⑤ 宮崎国際音楽祭の広報PR活動の方針と具体的内容

⑥ 宮崎国際音楽祭のチケット料金設定（具体的に）

⑦ 指定管理料を除く資金調達計画（具体的に）

(4) 運営体制について

宮崎国際音楽祭の準備・開催については、現在、総監督及び音楽監督が置かれ、次のような役割を果たしている。

総監督は必置とし、音楽監督その他のスタッフの設置は任意とするが、組織体制の確立には十分留意しなければならない。

なお、令和3年度開催分の総監督は県が指名した者とするが、令和4年度以降開催分については応募者が提案し、県と協議の上で決定するものとする。

- ・ 総監督

宮崎国際音楽祭の基本コンセプトの立案、開催各回の企画立案及び準備・開催運営全般の指導並びに総合調整を行う。

- ・ 音楽監督

総監督を補佐し、開催各回の具体的な企画及びプログラム編成を行うとともに、出演者の選定や演奏曲目の調整等を行う。

第2 県民文化振興事業

県立芸術劇場は、多彩なジャンルの実演芸術の鑑賞の場であるとともに、練習、創作、発表、教育普及、情報提供など、幅広く県民に利用していただくための施設であり、本県の文化振興のための一大拠点となっている。

また、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第4条では、劇場等の設置者又は運営者は、事業を「自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努める」ものとされている。

このため、指定管理者は、施設・設備の特性を十分理解した上で、その効用を最大限に発揮できるような事業を実施しなければならない。

なお、指定管理者は、毎年度、（次年度の）実施計画の策定に当たり、事前に県への概要説明等を行うものとする。

【参照すべき県の指針等】

公の施設に関する条例（設置目的）
県民文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民生活の創造に寄与する。

未来みやざき創造プラン（令和元年6月）
○長期戦略3「観光・スポーツ・文化振興戦略」 ○重点施策3「観光・スポーツ・文化振興プログラム」 取組3-2「文化振興による心豊かな暮らしの実現」 一県民が様々な芸術文化に親しむことができるよう、宮崎国際音楽祭など質の高い優れた公演や美術展の開催、学校や福祉施設等におけるアウトリーチ活動など、多様な形で公演等を鑑賞する機会を提供します。 一実技の講習会や講座、参加・体験型のワークショップやイベントなど、文化に「触れ」「学ぶ」様々な機会の提供と、その内容充実に努めるとともに、広域的なアウトリーチ活動により、広く県民が文化に親しむことができる環境づくりに努めます。 ○「みやざき文化振興ビジョン」（未来みやざき創造プランの部門別計画）

（1）一般公演事業

コンサートホール、演劇ホール、イベントホールの特性を生かし、国内外の水準の高い公演を実施し、県民に実演芸術の鑑賞機会を提供する。

なお、可能な限り、多様な実演芸術をバランスよく提供すること。

例）コンサートホール系（管弦楽、吹奏楽、オルガンコンサート、合唱、邦楽等）

演劇ホール系（演劇、オペラ、バレエ、現代舞踊等）

イベントホール系（音楽、舞踊、その他の実演芸術）

（2）自主企画制作公演事業

① みやざきの舞台芸術

宮崎県在住又は宮崎県出身者で舞台芸術に熱心に取り組んでいる方々の創造的な公演を実施する。

② パイプオルガンコンサート

パイプオルガンの音色や楽曲を県民に広く親しんでもらえるよう、パイプオルガンを活用したコンサートを実施する。

③ その他の公演

指定管理者のアイデアと工夫により、実演芸術の公演を実施する。

(3) 教育普及事業

施設・設備を活用し、音楽、演劇その他の実演芸術や、舞台技術に関する入門的講座、講習会、ワークショップ等を実施する。

(4) 芸術文化発信事業

劇場内での公演にとどまらず、広く県内に芸術文化を発信するためのアウトリーチ事業や、県内公立文化施設と連携した事業を実施する。

(5) 各事業の実施量

① 一般公演事業及び自主企画制作公演事業については、おおむね次に掲げる年間基準公演数の公演を実施すること。

なお、音楽公演はコンサートホールの使用を原則とするが、入場料や入場者見込数等を考慮した上で適切な会場を決定すること。

【各事業の年間基準公演数】

事業名	音楽公演		演劇公演 その他の 実演芸術	計
	オーケストラ	アンサンブル		
一般公演事業	2	5	3	10
自主企画制作公演事業				12
みやざきの舞台芸術				4
パイプオルガンコンサート				4
その他（ジャンル不問）				4

② 教育普及事業及び芸術文化発信事業については、おおむね次に掲げる年間基準実施数の事業を実施すること。

【各事業の年間基準実施数】

事業名	件数	備考
教育普及事業	5	複数回の受講を要する講座・講習会は、1連の講義をもって1件とする。
芸術文化発信事業	25	
アウトリーチ事業	20	開催地ごとに1件とする。
その他の事業	5	

(6) 県立芸術劇場文化事業協議会の設置及び運営

県民文化振興事業に関する意見や要望等を幅広く求め、事業の構成等に役立てるため、公募委員を含む県立芸術劇場文化事業協議会を設置運営する。

(7) 事業計画書作成に当たっての留意事項

次に掲げるものについて、応募者の考え方を示すこと。特に、事業における県民への親しみやすさや裾野の拡大を意識した内容とすること。

なお、第三期指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場が企画した令和3年度の事業については、原則としてその内容を引き継ぐものとする。

① 指定期間中（令和3～7年度）の県民文化振興事業の実施計画

事業内容及び各事業の入場者（利用者）見込、収支計画を具体的に示すこと。

- ② 過去5か年に主催者として実施した実演芸術公演の実績
- ③ 県民文化振興事業の企画、制作、実施の体制
- ④ 県民文化振興事業を担当する職員の人材育成方針
- ⑤ 県民文化振興事業の広報PR活動の方針及び具体的内容

第3 警備業務

(1) 業務内容

- ① 警備業務実施中は、制服制帽を着用すること。
- ② 警備に関する事項は、警備日誌を作成すること。
- ③ 外来者への対応、施設への出入り者の監視及び挙動不審者に対する臨機の処置を行うこと。
- ④ その他施設内の警備取締りについて必要な業務を行うこと。

(2) 取締り

警備担当者は、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、遅滞なく適正に処理すること。また、警備担当者は、正当な手続によらないで危険物を所持する者、著しく酒気を帯びた者その他庁舎等の警備を乱すおそれのある者の劇場等への立入りを制止すること。

- ① 構内の風紀又は秩序が乱れ、もしくは乱れるおそれのあるとき。
- ② 火気をぞんざいに取り扱う行為があるとき。
- ③ 構内を汚し、又は構内の樹木・構築物等をき損しようとする行為があるとき。

(3) 遺失物の処理

構内において財物を拾得し、又は拾得物の届出があった場合は、遺失物処理簿により処理すること。

(4) 警備時間

警備は開館日又は休館日を問わず、24時間体制で実施すること。

第4 清掃業務

(1) 日常清掃

- ① 施設を常時使用できるよう清掃すること。
- ② 備品類の埃を払い、拭き上げ、整理整頓すること。
- ③ トイレトペーパー、水石けんを絶やさないう補給すること。
- ④ 常に構内を巡視する等により、劇場の美観を損ねないようにすること。
- ⑤ 汚損箇所は発見次第すみやかに清掃すること。
- ⑥ 消毒液の配備等、適切な感染症予防策を講じること。

(2) 定期清掃

- ① フローリング床
演劇ホール舞台、コンサートホール舞台、和室のフローリング床及び大理石床を除き、剥離剤で汚れを落とし、良質ワックスによる塗布仕上げとすること。
- ② 窓ガラス
ガラス拭き薬品等で汚れを落とし、乾拭き仕上げとすること。
- ③ 絨毯、カーペット
真空掃除機による吸塵清掃の後、クリーニングすること。
- ④ ビニル系タイル床
洗剤で洗浄・拭き上げの後、良質ワックスによる塗布仕上げとすること。

- ⑤ 畳
洗剤で拭き上げの後、天日干しすること。
- ⑥ 奈落
塵払いその他の清掃をすること。
- ⑦ 倉庫
塵払いその他の清掃をすること。
- ⑧ 池
適宜水を抜き取り、のり、砂等の除去を行うこと。また、バッファータンクの清掃を行うこと。
- ⑨ 貯水槽清掃
定期的に行うこと。

(3) ゴミ等の収集

各階から搬出されたゴミ等は集積場に集めること。また、集積場は清潔な状態を保ち、ゴミの散乱等がないよう注意すること。

(4) その他

上記(1)～(3)は業務の大要を示すものであり、この仕様書に記載のない事項であっても、劇場の美観の保持及び施設管理上必要と認められるものについては、状況に応じて実施すること。

第5 衛生害虫防除業務

(1) 作業時期

4月及び11月などの年2回とする。

(2) 作業上の留意点

- ① 適法な薬剤を使用するとともに、薬剤の搬入、調合、保管に当たっては、第三者の手に渡ることのないよう、適正に管理すること。
- ② 作業に当たっては、館内への入場制限を行うとともに、従事者に保護具を着用させる等、安全管理を徹底すること。
- ③ 作業終了後は、速やかに養生を行い、使用機器、害虫の死骸等を回収撤去すること。

第6 中央監視業務

劇場の電気、空調、給排水衛生等各設備の安全かつ効率的な運転操作並びにこれら設備の日常保守業務を行うこと。

業務実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、各設備の機能が十分発揮されるよう、故障等の予防及び発見に努めること。また、各設備の長寿命化や省エネルギーにも配慮すること。

(1) 対象設備

- ① 電気設備
- ② 空調設備
- ③ 給排水衛生設備
- ④ 自動扉
- ⑤ その他建築設備全般

(2) 業務内容

- ① 各設備の運転及び監視

- ② 各設備の日常巡視点検（異常の有無の確認及び異常発見時の適切な処置、消耗品の補充交換等）
- ③ 各設備の定期点検（法定点検を含む。）
- ④ 自動扉の目視点検
- ⑤ 照明器具管球類の取替（ホール内客席照明を含む。）
- ⑥ 各設備並びに電気室、機械室及び中央監視室の清掃手入れ
- ⑦ 水質測定（井水を含む。）
- ⑧ 空気環境測定
- ⑨ 自動火災報知器の監視
- ⑩ 電気事業法並びに関係法令に基づく電気主任技術者に係る業務
- ⑪ 上記①～⑩の業務に関する業務日誌の作成及び保管

（３）職員の配置

第３種電気主任技術者以上の有資格者を１名以上常駐させるとともに、その他の業務に必要な資格を有する者を配置すること。

第７ 舞台技術業務

（１）業務内容

- ① ホール利用時
 - ア 外部からの持込み機材等の搬入時及び搬出時の立会い
 - イ 音響、照明、機構の各設備の事前調整（利用者が行う場合はその指導・助言及び安全確保等）
 - ウ 音響、照明、機構の各設備の操作（利用者が行う場合はその指導・助言及び安全確保等。ただし、舞台操作盤については利用者の操作を認めないものとする。）
 - エ 舞台装置等、附帯設備・備品の貸出及び返却の確認
 - オ 舞台装置等、附帯設備・備品の撤去及び復旧（利用者が行う場合はその指導・助言及び安全確保等）
 - カ ホワイエ、楽屋等、ホール周辺部の利用に関する指導・助言及び安全確保等
 - キ 舞台・音響・照明のプランニング及びオペレーション
- ② 通常時
 - ア 舞台装置等、附帯設備・備品の点検整備
 - イ 利用者及び外部関係者との催事内容等の調整
 - ウ 見学、視察等への対応
 - エ 舞台装置等、附帯設備・備品の点検整備（年１回以上）
 - オ 専門業者による舞台設備等の保守点検の立会い

※ 地震等発生時には、舞台設備等の安全確認及び安全対策を実施すること。

（２）業務従事者の要件

- ① 従事員数は、１日８時間勤務換算で年平均９名以上を確保すること。また、ホール利用時に、ホールごとに各３名以上の実人員が配置できるようにすること。
- ② 業務従事者は、十分な実務経験（概ね２年以上）を有する者であること。
- ③ 業務を統括する主任１名及び主任を補佐する副主任２名を置くこと。
 なお、主任は舞台技術に関する１５年以上の実務経験及び劇場・音楽堂等における５年以上の従事経験を有する者とし、副主任は舞台技術に関する１０年以上の実務経験及び劇場・音楽堂等における３年以上の従事経験を有する者とする。

第8 舞台音響設備保守点検業務

(1) 対象設備

- ① コンサートホール舞台音響設備
- ② 演劇ホール舞台音響設備
- ③ イベントホール舞台音響設備

(2) 業務内容

- ① 目視点検
機器の外観損傷、メータのランプ切れ等について、日常的に目視点検を行うこと。
- ② 清掃点検
機器内部の清掃点検を定期的に行うこと。特に、コネクタ、端子、ボリューム、フェーダ等の接触不良を生じやすい箇所については清潔な状態を保つとともに、必要に応じて予防的に部品交換等を行うこと。
- ③ 機器動作確認
各機器について動作確認を定期的に行うこと。
- ④ 回線チェック
ホール内全回線について、導通確認及びノイズチェックを定期的に行うこと。
- ⑤ 総合動作確認
音響システムの総合動作の確認を定期的に行うこと。併せて、音響調整卓から電力増幅架までの電氣的性能試験を行うこと。また、システムのソフト管理を適切に行うこと。
- ⑥ ワイヤレスマイク
出力測定及び調整を定期的に行うこと。
- ⑦ 音響調整
FFTベースのアナライザによる測定を行い、イコライザ、アンプゲイン等のシステム調整を行うこと。

(3) その他

機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

第9 舞台機構設備保守点検業務

(1) 対象設備

- ① コンサートホール舞台機構設備
- ② 演劇ホール舞台機構設備
- ③ イベントホール舞台機構設備
- ④ 上記舞台機構設備の制御に係るコンピュータ等の電子機器の設備

(2) 業務内容

- ① 目視点検
機器の外観損傷、歪み、摩耗状況等の点検を行うこと。
- ② 清掃点検
機器内部の清掃点検を定期的に行い、必要に応じてネジの増し締めや注油等を行うこと。特に、昇降装置等については事故防止の観点から十分な配慮をもって点検を行うこと。
- ③ 機器動作確認
各機器について動作確認を定期的に行うこと。また、必要に応じて調整・修理等を実施すること。

- ④ 総合動作確認
機構システムの総合動作の確認を定期的に行うこと。

(3) その他

機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

第10 舞台照明設備保守点検業務

(1) 対象設備

- ① コンサートホール舞台照明設備
- ② 演劇ホール舞台照明設備
- ③ イベントホール舞台照明設備

(2) 業務内容

- ① 目視点検
機器の外観損傷、メータのランプ切れ等について、日常的に目視点検を行うこと。
- ② 清掃点検
機器内部の清掃点検を定期的に行うこと。特に、コネクタ、端子等の接触不良を生じやすい箇所については清潔な状態を保つとともに、必要に応じて予防的に部品交換等を行うこと。
また、スポットライト類については、脱落等による事故防止の観点から十分な配慮をもって点検を行うこと。
- ③ 機器動作確認
各機器について動作確認を定期的に行うこと。
- ④ 総合動作確認
調光器盤を含む照明システムの総合動作の確認を定期的に行うこと。
- ⑤ 測定・調整
調光カーブ及び直流電流の特性データについての測定・調整を行うこと。

(3) その他

機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

第11 練習室音響設備保守点検業務

(1) 業務内容

- ① 目視点検
機器の外観損傷、メータのランプ切れ等について、日常的に目視点検を行うこと。
- ② 清掃点検
機器内部の清掃点検を定期的に行うこと。特に、コネクタ、端子、ボリューム、フェーダ等の接触不良を生じやすい箇所については清潔な状態を保つとともに、必要に応じて予防的に部品交換等を行うこと。
- ③ 機器動作確認
各機器について動作確認を定期的に行うこと。
- ④ 総合動作確認
音響システムの総合動作の確認を定期的に行うこと。

(2) その他

機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

第 1 2 パイプオルガン保守点検業務

(1) 対象設備

- ① コンサートホールパイプオルガン
- ② ポジティブオルガン

(2) 業務内容

オルガン各部の清掃点検を定期的に行い、必要に応じて調律、消耗部品の交換等を行うこと。

第 1 3 テレビ共聴設備保守点検業務

(1) 対象設備

- ① 館内設備
 - ア 受信器 (ケーブルTV、CSチューナー等)
 - イ 増幅器
 - ウ 端末ユニット
- ② 屋外設備
 - ア 受信装置 (地上波アンテナ、衛星アンテナ、FMアンテナ等)
 - イ 伝送線装置 (ケーブル、経路増幅装置等)

(2) 業務内容

- ① 目視点検
機器の外観損傷等について、日常的に目視点検を行うこと。
- ② 機能確認
アンテナ、受信機、増幅器等について機能確認を行うとともに、各受信機の受信レベル測定を行うこと。

(3) その他

機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

第 1 4 ビル管理システム保守点検業務

(1) 対象設備

ビル管理システム一式 (プリンタ、無停電電源装置、端末制御装置、附属品を含む。)

(2) 業務内容

- ① 清掃点検
各機器の清掃を定期的に行うとともに、正常に動作するか確認し、必要に応じて消耗部品の交換等を行うこと。特に、無停電電源装置については、バッテリー電圧を測定し、必要に応じてバッテリー交換等を行うこと。
- ② 機能確認
各機器の機能及び総合動作の状態を定期的を確認すること。また、少なくとも年 1 回以上、正常に異常検知するかどうかを確認すること。

(3) その他

機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

第 1 5 映写設備保守点検業務

(1) 点検対象設備

- ① 演劇ホール映写設備
 - ア 35 ミリ・16 ミリ兼用映写機 (F-V300PTH) 2 台

イ	ドルビーシネマプロセッサアンプ (CP-65)	1 台
②	イベントホール映写設備	
ア	35 ミリ映写機 (T-60XL)	2 台
イ	16 ミリ映写機 (XP-760)	1 台
③	その他附属設備	
ア	イベントホール 35 ミリ・16 ミリ用プリアンプ	1 台
イ	その他	1 式

(2) 精密点検

① 映写機

- ア 各機器の機構部動作点検調整・分解整備・清掃・注油
- イ 各機器の電気系統点検調整・清掃
- ウ 光学系点検調整・清掃
- エ 音声ライン点検調整・清掃
- オ スクリーン面照度測定調整
- カ 総合動作点検調整
- キ 各部電圧・電流値測定
- ク その他

② 整流器

- ア 各部動作点検調整・清掃
- イ 内部点検
- ウ 各部電圧・電流値測定
- エ その他

③ アンプ

- ア 各部動作点検調整・清掃
- イ 周波数特性測定
- ウ S/N測定
- エ 歪測定
- オ 各部電圧・電流値測定
- カ その他

④ 付属品

レンズその他確認

(3) 簡易機能点検

① 映写機

- ア 各機構部注油・清掃
- イ クセノン及びエキサイターランプ類の寿命点検
- ウ 各部電圧・電流値測定
- エ ベルト類点検
- オ フィルム装填動作確認

② 整流器

- ア 各部電圧・電流値測定
- イ 清掃その他

③ アンプ

- ア 信号レベル確認
- イ 各部電圧・電流値測定

ウ 清掃その他

④ 付属品

レンズその他確認

(4) その他

点検の結果、交換、修理等を要すると認められるものについては速やかに対処し、最短期間で完全なものに復旧するよう努めること。

第16 館内設備機器保守点検業務

(1) 対象設備

① 非常・業務用放送設備（令和2年度内に更新予定であり、以下は現設備）

	品名	型式	台数
1	非常操作ユニット	WK-800	1
2	ミキサーユニット	WU-M60A	1
3	入出力制御ユニット	WU-R50	1
4	電力制御ユニット	WU-L60A	1
5	20回線出力制御ユニット	WU-R52	2
6	ラジオチューナーユニット	WU-T60	1
7	電力ユニット	WU-P53/P52	3
8	増設用非常操作ユニット	WK-820	1
9	増設用出力制御ユニット	WU-R52	1
10	非常電源ユニット	WP-570	2
11	マトリックスユニット	WU-X50	1
12	非常リモコン	WR-801	1
13	増設用非常操作ユニット	WK-820	1
14	マルチリモコンマイク	WR-300	3
15	スピーカーボリュームコントローラー		1

② 監視カメラシステム設備

ア 2階事務室 I T V 機器

	品名	型式	台数
1	10型カラービデオ受像器	W-CM1020	3
2	R F 変調器	MOD2100S/3000, AF-BB 100	4
3	電源制御ユニット	WU-L65	1
4	映像分配器	WJ-300C	2

イ 警備室 I T V 機器

	品名	型式	台数
1	21型カラーモニターテレビ	TM-216V	2
2	14型カラーモニターテレビ	WV-CM1420	1
3	4画面分割ユニット	WJ-430A, WJ-MS424	2
4	電源制御ユニット	WU-L65	1
5	デジタルディスクレコーダー	WJ-HD350	1
6	カメラ駆動ユニット	WV-PS154/174	3

ウ 1階事務室 I T V 機器

	品名	型式	台数
1	10型カラービデオ受像器	W-CM1020	5
2	ビデオテープデッキ	AG-7350	1
3	シーケンシャルスイッチャー	SS-1000/200F	4
4	ビデオスイッチャー	WJ-SW208	3
5	カメラ駆動ユニット	WV-PS178/154	3
6	R F変換器	CTV-11	3
7	映像分配器	WJ-300C	5
8	電源制御ユニット	WU-L65	3
9	映像切替器	JVR-2084	1
10	デジタルディスクレコーダー	WJ-HD350	1

エ 監視カメラ

	品名	型式	台数
1	カラーカメラ（中練習室1～4）	WV-CP10V	4
2	カラーカメラ（大練習室1・2）	WV-CP10V	2
3	白黒カメラ（1階荷解き室1・2）	WV-BP50	2
4	カラーカメラ（1階西側入口）	WV-CF35	1
5	カラーカメラ（1階楽屋入口）	WV-CP10V	1
6	カラーカメラ（小練習室1～4）	WV-CP10V	4
7	カラーカメラ（1階東側入口ほか）	WV-CF35	2
8	カラーカメラ（2階東側入口）	WV-CF35	1
9	カラーカメラ（1階正面入口内）	WV-CF15（ドーム型）	1
10	カラーカメラ（2階コンサートホールホワイエ）	WV-CF15（ドーム型）	1
11	カラーカメラ（2階演劇ホールホワイエ）	WV-CF15（ドーム型）	1
12	カラーカメラ（2階ロビー1・2）	WV-CF15（ドーム型）	2
13	カラーカメラ（1階エントランス）	WV-CF15（ドーム型）	1
14	カラーカメラ（1階正面入口外）	WV-CF15（ドーム型）	1
15	カラーカメラ（地下1階ロビー）	WV-CF15（ドーム型）	1

オ 中央監視室 I T V 機器

	品名	型式	台数
1	14型カラーテレビ	TH-14R2/RF2	3
2	14型カラーモニターテレビ	TM-14R1	1

カ 演劇ホール I T V 機器

	品名	型式	台数
メインカラーカメラ			
1	カラーカメラ	AW-HE50SN	1
2	レンズ	AW-S14×BMD	1
3	屋内水平垂直回転台	WV-7230D	1
4	カメラ本体	WV-CP10V/CF15	4
音響調整室 I T V 架			

1	電源制御ユニット	WU-L65	1
2	4画面分割ユニット	WJ-MS424	1
3	ロビーTV電源	特注品	1
4	カメラ駆動ユニット(オーケストラピット用)	WV-PS104A	1
5	カメラ駆動ユニット(上手、下手、奈落、ホワイエ)	WV-PS174	1
6	リモートコントロールユニット	WV-RC550	1
7	映像分配器	WJ-300C	5
8	接続盤	特注品	1
音響調整室内ITV架			
1	21インチカラーモニターテレビ	TV-216V	1
2	4画面分割ユニット	WJ-450A	1
3	ビデオスイッチャー	WJ-SW208	1
4	カメラリモコンユニット	WV-7430	1
調光調整室			
1	21インチカラーモニターテレビ	TM-216V	1
2	映像選択スイッチ	特注品	1
3	ビデオスイッチャー	WJ-SW208	1
袖舞台上手モニターテレビ架			
1	14型カラーモニターテレビ	TM-144V	1
2	ビデオスイッチャーリモコン	特注品	1
3	ビデオスイッチャー	WJ-SW208	1
袖舞台下手モニターテレビ架			
1	14型カラーモニターテレビ	TM-144V	1
2	10型カラービデオ受像器	WV-CM1020	3
3	リモコンユニット	AW-RP50	1
4	ビデオスイッチャー	WJ-SW208	1
5	電源制御ユニット	WU-L65	1
演劇ホール舞台下手各ホール確認用モニターテレビ			
1	14型カラーモニターテレビ	TH-14Z1H	1
演劇ホール楽屋溜まり確認用モニターテレビ			
1	14型カラーモニターテレビ	TH-14R2	1
キ コンサートホールITV機器			
	品名	型式	台数
メインカラーカメラ			
1	カラーカメラ	AW-E600	1
2	レンズ	AW-S14×BMD	1
3	屋内水平垂直回転台	WV-7230D	1
音響調整室ITV架			
1	14型カラーモニターテレビ	TM-144V	1
2	カメラリモコンユニット	WV-7430	1

3	映像分配器	WJ-300C	2
4	カメラ駆動ユニット	WV-PS104B	1
5	リモートコントロールユニット	WV-RC37	1
6	R F 変調器	TZ-HE50/6, CTV-11	2
7	電源制御ユニット (3階、1階ホワイエ モニター電源を含む)	WU-L65	1
調光調整室			
1	14型カラーモニターテレビ	TH-14V5	1
コンサートホール上手			
1	14型カラーモニターテレビ	TH-14V3	1
コンサートホール袖下手			
1	14型カラーモニターテレビ	TH-14V3	1
2	リモコンユニット	WV-7430	1
コンサートホール袖下手各ホール確認用カラーモニターテレビ			
1	14型カラーモニターテレビ	TH-14Z1H	1
コンサートホール楽屋溜まり確認用モニターテレビ			
1	14型カラーモニターテレビ	TH-14R2	1
ク イベントホール I T V 機器			
	品 名	型 式	台数
メインカラーカメラ			
1	カラーカメラ	WV-F250BH	1
2	レンズ	S12×7.5BMD-C64	1
3	アダプター	WV-AD250	1
4	屋内水平垂直回転台	WV-7230D	1
音響調整室 I T V 架			
1	14型カラーモニターテレビ	TM-144V	1
2	カメラリモコンユニット	WV-7430	1
3	映像分配器	WJ-300C	2
4	カメラ駆動ユニット	WV-PS11A	1
5	リレーボックス	WV-7435	1
6	リモートコントロールユニット	WV-RC37	1
7	電源制御ユニット (3階、1階ホワイエ モニター電源を含む)	WU-L65	1
調光調整室			
1	14型カラーモニターテレビ	TH-14V3	1
イベントホール上手			
1	14型カラーモニターテレビ	TH-144V	1
コンサートホール袖下手			
1	14型カラーモニターテレビ	TH-144V	1
2	リモコンユニット	WV-7430	1
イベントホール袖下手各ホール確認用カラーモニターテレビ			
1	14型カラーモニターテレビ	TH-14Z1H	1

③ イベントホールビデオプロジェクター設備

	品名	型式	台数
ビデオプロジェクター			
1	プロジェクター本体	AWTH-B2010C	1
2	昇降装置	特注品	1
ビデオプロジェクター設備用収納架			
1	14型カラーモニターテレビ	TM-144V	1
2	B Sチューナー	TU-BS206	1
3	AV切替器	AG-SW100	1
4	制御盤	特注品	1
5	スライド・テレビコンバーター	TRV-356	1
6	ビデオテープデッキ	NV-V8000	1
7	マルチレーザープレイヤー	LX-K700	1
8	テレビチューナー	TU-835VR	1
9	デジタルスキャンコンバーター	TY-DS100	1
10	電源制御ユニット	WU-L65	1

④ 身障者呼出表示装置設備

	品名	型式	台数
1	表示器親機	特注品	1
2	表示器副親機（警備室、2階事務所）	特注品	2
3	トイレ呼出ボタン	VH-896F	10
4	トイレ廊下灯	VH-807F/12	10
5	トイレ復帰ボタンプレート	VH-805F	10

※設置箇所

地下1階：ロビー

1階：エントランス、演劇ホール、同楽屋、コンサートホール、同楽屋

2階：コンサートホール、演劇ホール、イベントホール、同楽屋

⑤ インターホン設備

	品名	型式	台数
保守用インターホン			
1	インターホン親機	VL-250A	19
2	電源部	VL-751	3
夜間受付用インターホン			
1	インターホン親機（1階事務所）	VL-303G	1
2	インターホン副親機（1階西警備室）	VL-305G	1
3	夜間受付用ドアホン子機（正面玄関、1階南楽屋入口、1階西警備室）	VL-592	3
4	夜間照明用電源部（正面玄関、1階南楽屋入口、1階西警備室）	VL-704	3

(2) 業務内容

① 外観点検

各機器の外観損傷、表示器のランプ切れ灯、日常的に目視点検を行うこと。

② 清掃点検

機器内部の清掃点検を定期的に行うこと。特に、コネクタ、端子、ボリューム等の接触不良を生じやすい箇所については清潔な状態を保つとともに、必要に応じて予防的に部品交換等を行うこと。

③ 機器動作確認

各機器について動作確認を定期的に行うこと。

④ 総合動作確認

各システムの総合動作の確認を定期的に行うこと。

(3) その他

機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

第 17 空調設備・給排水衛生設備保守点検業務

(1) 対象設備

① 空調設備

	品名	型式等	台数
1	冷温水発生器	HAU-BGN280EXP (ガス)	1
2	冷温水発生器	HAU-BGN240EXP (ガス)	1
3	冷温水発生器	240USRT (ガス)	1
4	冷却塔 (水処理装置を含む。)	SKB-270PGERS (ガス)	1
5	冷却塔 (水処理装置を含む。)	SKB-240PGERS (ガス)	1
6	冷却塔 (水処理装置を含む。)	240USRT (ガス)	1
7	ポンプ類	040～0150	21
8	温水ヒーター	500,000Kcal/h	1
9	空調機 (エアハンドリングユニット)	1,000～69,700 m ³ /h	19
10	空冷ヒートポンプパッケージ	屋外機	33
11	空冷ヒートポンプパッケージ	室内機	70
12	全熱交換機	回転型	2
13	全熱交換機	換気扇	7
14	ファンコイルユニット	天吊カセット	20
15	冷温水ヘッダー		4
16	膨張タンク	1.5 m ³	1
17	給排風機	軸流・ラインファン等	88
18	排煙機		7
19	自動制御装置		1
20	その他の空調附帯設備一式		

② 給排水衛生設備

	品名	型式等	台数
1	F R P 製受水槽 (市水)	21 m ³	1
2	F R P 製高架水槽 (市水)	8.8 m ³	1
3	F R P 製高架水槽 (井水)	17 m ³	1
4	ポンプ類 (揚水)	給湯 080～050	7
5	ポンプ類 (汚水排水)	080～050	12
6	貯湯槽	2,000ℓ	1

7	膨張タンク	1,000ℓ	1
8	井水ろ過装置（除鉄・除マンガン・薬注装置を含む）	30 m ³ /h	1
9	ウォータークーラー		7
10	電気湯沸かし器		9
11	池ろ過装置		2
12	池ろ過設備（循環装置、薬注装置等）		8
13	その他の給排水附帯設備一式		—

(2) 業務内容

① 音響（空調騒音）管理

次に示す箇所の空調騒音を定期的に測定し、測定結果が常に許容騒音値内となるよう調整を行うこと。なお、調整に当たっては、ドアの風切り音や舞台風等が生じないように、エアバランス管理を行うこと。

ア 測定箇所

	測定箇所	許容騒音値 (NC 値)	空調機系統
1	コンサートホール	20	ACU-6, 7, 8, 9
2	演劇ホール	20(プロセニウム反射板 使用時)	ACU-2
		25(プロセニウム反射板 未使用時)	ACU-1, 2
3	イベントホール	25	ACU-11
4	大練習室 1	25	ACU-14
5	大練習室 2	25	ACU-15
6	中練習室 1・2	30	ACU-16 (VAV)
7	中練習室 3・4	30	ACU-17 (VAV)
8	小練習室 1～4	30	ACU-19 (VAV)
9	コンサートホールホワイエ	25	ACU-10
10	演劇ホール 1 階ホワイエ	30	ACU-4
11	演劇ホール 2 階、3 階ホワイエ	30	ACU-5

イ 測定項目

周波数測定、NC 曲線分析、許容値・限界値の措置判定

② エネルギー管理

エネルギーが高効率かつ最適なものであるよう、次に示す管理分析を行うとともに、省エネルギーのための運用最適化等の提案を行うこと。

ア 用途別エネルギー消費量の分析

イ 熱源機器のエネルギー効率の分析

ウ 搬送機器のエネルギー効率の分析

エ 理論エネルギー消費量と実際エネルギー消費量との比較分析

オ 月間エネルギー消費量と一次エネルギー原単位の変動算出

カ 年間エネルギー消費量と一次エネルギー原単位の変動算出

キ 年間一次エネルギー原単位の推移分析

ク 光熱水費の比率分析

③ システム管理

各設備システムの運転最適化のため、次に示す調整管理を行うこと。

- ア 空調システムにおける外気導入量の測定及び風量バランスの調整
- イ 冷温水量の測定及び流量調整
- ウ 機器の騒音及び振動の測定
- エ 許容値・限界値の措置判定

(3) その他

- ① 冷暖房切替の際は必要な調整を行うこと。
- ② 設備の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

第18 建築保守点検業務

(1) 対象箇所

屋根、外壁、軒天井、ひさし下端、外部床、屋外階段、バルコニー、建具（階段部以外の手すりを含む）、防火戸、内部天井、内壁、内部床、屋内階段及び構造部

(2) 業務内容

対象箇所について日常的に目視点検を行うとともに、定期的に打音等による検査を行うこと。

(3) その他

- ① 検査の際は作業員及び第三者に対する危険防止措置を講じること。
- ② 不具合箇所の修繕等については、速やかに対応できる体制を整えること。
なお、改修又は改築が必要と判断される損傷を確認したときは、県にすみやかに報告し、対応を協議すること。

第19 自動ドア設備保守点検業務

(1) 対象設備

① 一般出入用自動ドア

設置場所	台数	備考
1階正面玄関	2	
1階西側出入口	2	
2階ロビー	2	
コンサートホール2階西側	2	

② 身障者トイレ用自動ドア

設置場所	台数	備考
地下1階ロビー身障者トイレ	1	
1階ロビー身障者トイレ	1	
演劇ホール1階身障者トイレ	1	
演劇ホール2階身障者トイレ	1	
演劇ホール1階楽屋身障者トイレ	1	
イベントホール2階身障者トイレ	1	
イベントホール2階楽屋身障者トイレ	1	
コンサートホール1階身障者トイレ	1	
コンサートホール2階身障者トイレ	1	
コンサートホール1階楽屋身障者トイレ	1	

③ レストラン出入口自動ドア

設置場所	台数	備考
1階ロビー	1	

(2) 業務内容

- ① ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- ② ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常の有無の点検及び調整
- ③ ドアエンジン装置の電気回路の異常の有無の点検及び調整
- ④ モーターベルトの調整
- ⑤ 装置各部のビス、ボルト、ナット類の増し締め及び破損等の点検整備
- ⑥ ドアが当たっていないか、擦れていないかの点検整備
- ⑦ 消耗度の激しい部位はないかの点検
- ⑧ 装置各部の清掃及び注油等

(3) その他

機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

第20 昇降機保守点検業務

(1) 対象設備

名称	型式	性能	付帯装置
人荷用エレベータ	AC PF3000	30m/分 3停止 (B1～2F)	火災時管制運転装置 地震時管制運転装置
乗用エレベータ	H P-0013	30m/分 3停止 (B1～2F)	火災時管制運転装置 地震時管制運転装置 停電時管制運転装置 オートアナウンス

(2) 業務内容

昇降機が常に安全で良好な運転状態を維持するよう、清掃、給油、調整その他適切な措置を講ずること。また、定期的に機械装置の細部を調査し、予防保全的措置を講ずること。

(3) その他

機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

第21 消防設備保守点検等業務

(1) 保守点検業務

① 対象設備

種別	内容
消化器設備	A B C 粉末消火器、二酸化炭素消火器
誘導灯	誘導灯、誘導灯信号装置
屋内消火栓設備	屋内消火栓ポンプユニット、屋内2号消火栓箱、動力盤
スプリンクラー設備	スプリンクラーポンプユニット、スプリンクラー補助加圧ポンプ、動力盤、消火用受水槽、自動警報弁装置、末端試験弁装置、一斉開放弁、スプリンクラーヘッド（閉鎖型、開放型）、手動起動装置、双口送水口
自動火災報知設備	G R 型受信機、副受信機、感知器、中継器、ガス漏れ検

	知機、発信器、表示灯、消火栓始動装置、音響装置
防排煙設備	排煙機、排煙口、防火扉、ダンパー、シャッター、垂れ壁、非常錠
非常放送設備	増幅器、スピーカー

② 業務内容

ア 点検の内容及び回数

種 別	点検の内容				点検回数
	総合点検	作動点検	機能点検	外観点検	
消火器 誘導灯			○	○	年2回
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備			○	○	年2回
防排煙設備 非常用放送設備	○				年1回
動力消防ポンプ装置		○	○	○	年2回
	○				年1回

※ 各消防設備間で点検箇所又は点検の範囲が重複する場合は、点検漏れ等の齟齬を生じないように調整を図ること。

イ 消防法等の関係法令に基づき点検を行うこと。また、消防設備の種類によっては消防設備士等の有資格者が点検を行うこと。

③ その他

機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

(2) 避難訓練

消防法等の関係法令に基づき、避難計画の作成及び官公署への提出を行うとともに、年1回以上の避難訓練を実施すること。

(3) その他

機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

第22 電話設備保守点検業務

(1) 対象設備

設備等の名称	台数	備考
電子交換機	1	
PHS用電子交換機	1	
局線表示盤	1	
多機能電話機（ワイヤレス電話機を含む。）	27	
一般電話機（ワイヤレス電話機、PHS電話機を含む。）	63	
留守番電話機	1	
その他附属設備一式（ワイヤレスアンテナ等）	—	

(2) 業務内容

- ① 各装置の動作状態確認
- ② 電話路試験

- ③ 各トランク機能試験
- ④ 電源電圧確認
- ⑤ 蓄電池電圧確認

(3) その他

機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

第23 非常用発電機保守点検業務

(1) 対象設備

種 別	型式等
非常用発電機	エンジン部（ヤンマーディーゼル製） 型 式：8 NHL-E T P 馬 力：950 馬力 回転数：1,800rpm 発電機部（東芝製） 出 力：750kVA 電圧／電流／力率：6,600V／65.7A／0.8
発電機盤	真空遮断機×1 過電流継電器×2 過電圧継電器×1、 地絡過電流継電器×1 始動用蓄電池 容量400Ah（10時間率）×12セル
その他附属設備一式	

(2) 業務内容

定期的に性能試験を行うとともに、各部の清掃、注油等の点検を行うこと。

(3) その他

機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。

第24 トイレ洗浄殺菌設備保守点検業務

(1) 保守点検対象設備

- ・ トイレ洗浄殺菌設備 1式

設 置 場 所		トイレ洗浄 殺菌装置	室内用消臭 芳香装置	便座用 除菌装置
地下1階練習室ロビートイレ	男子	3		
1階ロビートイレ	男子	5		4
	女子		1	5
	多目的			1
2階ロビートイレ	男子	2		
	女子		1	
2階イベントホール上手側トイレ	男子	8		
1階和室・会議室前トイレ	男子	2		
1階レストラントイレ	男子	1		
合 計		21	2	10

- ・ 空気衛生機 1式

設 置 場 所	空気衛生機 (エアーサニタイザー)
1階事務所内	2

(2) 業務内容

① トイレ洗浄殺菌装置

ア 洗浄殺菌設備の設置業務

- ・ 洗浄殺菌設備は借用とする。
- ・ 洗浄殺菌設備は衛生器具用給水装置の二次側以降の配管に設置する。

イ 洗浄殺菌設備及び薬剤の点検、保守業務

- ・ 洗浄殺菌設備及び衛生器具の機能点検周期は、年6回以上とする。

ウ 薬剤の交換業務

- ・ 薬剤の点検交換周期は、年6回以上とする。

エ 薬剤の濃度測定、記録、分析業務

- ・ 薬剤の衛生陶器のトラップにおける濃度測定及び便器表面における洗浄測定の回数は、年1回以上とする。
- ・ 薬剤の残量確認回数は、夏期、冬期の2回とする。

オ 排水状況の点検及びスケール付着状況確認業務

- ・ 排水状況の点検は、年6回以上とする。

② 空気衛生機 (エアーサニタイザー：プラズマクラスターイオン発生装置)

ア 空気衛生機の設置業務

- ・ 空気衛生機は借用とする。
- ・ 壁掛け縦型とし、室内全体にプラズマクラスターイオンを効果的に拡散できる高さに固定できるものとする。

イ 空気衛生機の点検、保守業務

- ・ 空気衛生機の機能点検周期は、年6回以上とする。

ウ 抗菌フィルターの交換業務

- ・ 抗菌フィルターの点検交換周期は、年6回以上とする。

エ デバイス (イオン発生素子) の清浄業務

- ・ デバイスの清浄作業は年6回以上とし、年間を通じて安定したイオン濃度を維持するものとする。

オ プラズマクラスターイオンの発生濃度確認業務

- ・ デバイス清掃後のイオン発生濃度測定は、年1回以上とする。

(3) その他

点検の結果、交換、修理等を要すると認められるものについては速やかに対処し、最短期間で完全なものに復旧するよう努めること。

第25 ピアノ保守点検業務

(1) 対象設備 (15台)

分類	モデル	台数
フルコンサートピアノ	スタインウェイ&サンズ社製 D274	2
	ベーゼンドルファ社製 290 (インペリアル)	1
	ヤマハ社製 CFⅢ S	2
	カワイ社製 EX	1
グランドピアノ	ヤマハ社製 S 400 E	2
	ヤマハ社製 G2-E	2
	ヤマハ社製 G3-E	2
アップライトピアノ	ヤマハ社製 U30-A	1
	ヤマハ社製 U-300	2

(2) 点検内容

ピアノ各部の清掃点検及び調整を定期的に行い、必要に応じて調律、消耗部品の交換等をおこなうこと。

第26 チェンバロ保守点検業務

(1) 対象設備 (1台)

アトリエ・フォン・ナーゲル社製 フレンチ2段チェンバロ

(2) 業務内容

チェンバロ各部の目視・清掃点検を行い、必要に応じて、調整・調律・消耗部品の交換等を行うこと。

第27 警備、清掃、機械設備保守点検等の各業務における留意点

第3から第26までの各業務の実施に当たっては、それぞれに掲げるもののほか、建物保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）によること。

第28 県有備品の管理

(1) 対象品目

別添一覧表のとおり

(2) 業務内容

それぞれの備品の特性を踏まえた上で適切な管理を行うこと。また、破損等が確認されたときは、県に速やかに報告するとともにその指示に従うこと。

(3) 備品台帳との突合

現品と備品台帳が一致しているかどうか、年1回以上確認を行うこと。また、現品と備品台帳が不一致の場合、県に速やかに報告するとともにその指示に従うこと。

第29 貸館業務

(1) 対象施設

区分	施設の名称	数量	備考
ホール	コンサートホール	1	1,818席（うち車いす席25席）、 楽屋8室、ホワイエ
	演劇ホール	1	1,112席（うち車いす席4席） ※オーケストラピット使用時974席 楽屋8室、ホワイエ
	イベントホール	1	一部可変300席
練習室等	大練習室	2	
	中練習室	4	
	小練習室	4	
	和室	1	
	ミーティングルーム	1	

(2) 利用許可申請

- ① 利用許可申請の受付は原則として先着順とすること。ただし、同一日の施設利用について複数の申請が見込まれる場合は、あらかじめ期日を定めて抽選等を行っても差し支えない。
- ② 利用許可申請があったときは、行政手続法等の関係法令に準じ、適正な期間内に利用の許可又は不許可を決定すること。また、許可又は不許可を決定したときは、申請者に速やかに通知すること。
- ③ 施設予約については、平等な利用の確保を阻害しない範囲内で取り扱うこと。

(3) 利用料金の收受

利用料金の期日内納付が図られるよう、適切な措置を講ずること。特に、収入未済の場合は利用許可を取り消す等、厳正に対処すること。

なお、支払時期の変更は、あらかじめ知事の承認を得る必要があることに留意すること。

(4) その他

業務全般について、常に利用者のサービス向上に努めること。

第30 劇場の愛称の使用及び定着に関すること

県は平成20年度より、劇場の施設命名権を設定しており、現行パートナー企業は株式会社メディキット、愛称は「メディキット県民文化センター」となっている。

（現在の命名権設定期間は令和2～4年度）

令和5年度以降も施設命名権を設定する見込みであるが、指定管理者に対しても愛称の使用及び定着に関する努力義務が課されることに留意し、以下の事項について指定管理者の費用負担により対応するとともに、愛称の積極的な活用を図ること。

- (1) 各種印刷物への愛称の表示
- (2) 劇場ホームページへの愛称の表示
- (3) 劇場内におけるパートナー企業の展示・広告スペースの確保
- (4) 愛称が変更となった場合の各種印刷物等の修正
- (5) 上記のほか、愛称定着のため必要と認められる事項

第 3 1 資料閲覧室

(1) 保管資料

区 分	数 量	備 考
書籍	8,300	
コンパクトディスク	13,145	
レーザーディスク	157	
DVD	136	

(2) 開放時間

開館日の午前9時から午後5時まで

(3) 業務内容

- ① 資料閲覧に関する規則を定め、無償で利用者に開放すること。
- ② 指定管理者、利用者とも保管資料の著作権を侵害するような行為は厳に慎むこと。

(4) その他

資料の増補等については、別途県と協議すること。